

第Ⅰ章 保存活用計画策定事業の沿革と目的

1 節 計画策定に至るまでの経緯

長野県飯田市に所在する飯田古墳群は、市内を南北方向に流れる天竜川の右岸に位置し、川に沿って延びる段丘上の南北約10km、東西約2.5kmの範囲に広がる。22基の前方後円墳と5基の帆立貝形古墳で構成され、古墳分布から5つの単位群（北から座光寺・上郷・松尾・竜丘・川路）に分けられる。なお、このうち前方後円墳18基と帆立貝形古墳4基が現存する（図1）。

飯田市域における古墳の存在が注目されたのは、市村咸人（1878～1963）を中心とする古墳の悉皆調査の成果をまとめた『下伊那史』第2巻・同第3巻（1955）の刊行による。その後、長野県史刊行等に伴う調査研究、開発に伴う前方後円墳の発掘調査及び研究により、個々の古墳の様相が明らかとなってきた。これを受け、飯田市教育委員会では飯田古墳群全体としての歴史的価値をより顕在化させるための調査研究を継続的に進めてきた。一方、地域内では地権者等関係者の理解を得ながら、飯田古墳群を後世に向けて確実に保存継承するための保護活動が積極的に行われてきた。

以上の経過を踏まえ、飯田市教育委員会では、現存する22基のうち、条件の整った前方後円墳11基と帆立貝形古墳2基について意見具申し、平成28（2016）年10月3日に「史跡飯田古墳群」として指定された。さらに、平成29（2017）年から「史跡飯田古墳群保存活用計画」の策定に着手した。

2 節 計画策定の目的

保存活用計画策定の目的は、史跡飯田古墳群を将来にわたって保存継承・活用するために、価値と構成する主要な諸要素を明らかにし、それらを適切に保存管理していくための基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱基準を定めるとともに、今後の活用・整備の方針、保存活用事業推進の方策・体制整備を示すことにある。

なお、現時点で未指定の古墳については、必要な調査や条件整備に取組み、追加指定等の保護措置の方針を示すものとする。

本計画は、令和2（2020）年4月1日より発効し、今後の追加指定や史跡の活用・整備状況、周辺の土地利用状況等を考慮し、おおむね10年毎に見直しを行うものとする。

3 節 委員会の設置・経緯

1. 委員会の設置

本計画は史跡の保存管理及び活用・整備を進める上での基本となるものであることから、「史跡飯田古墳群専門委員会」を設置し、そこでの協議・意見を踏まえて策定した。委員としては、古代や古墳の研究者・造園学の専門家のほか、将来的な史跡の保存活用にあたっては、史跡が所在する4地区（座光寺・上郷・松尾・竜丘地区）との連携・協働が欠かせないことから、各地区の地域自治組織、古墳の保護活動を担ってきた諸団体からも委員を選出した。

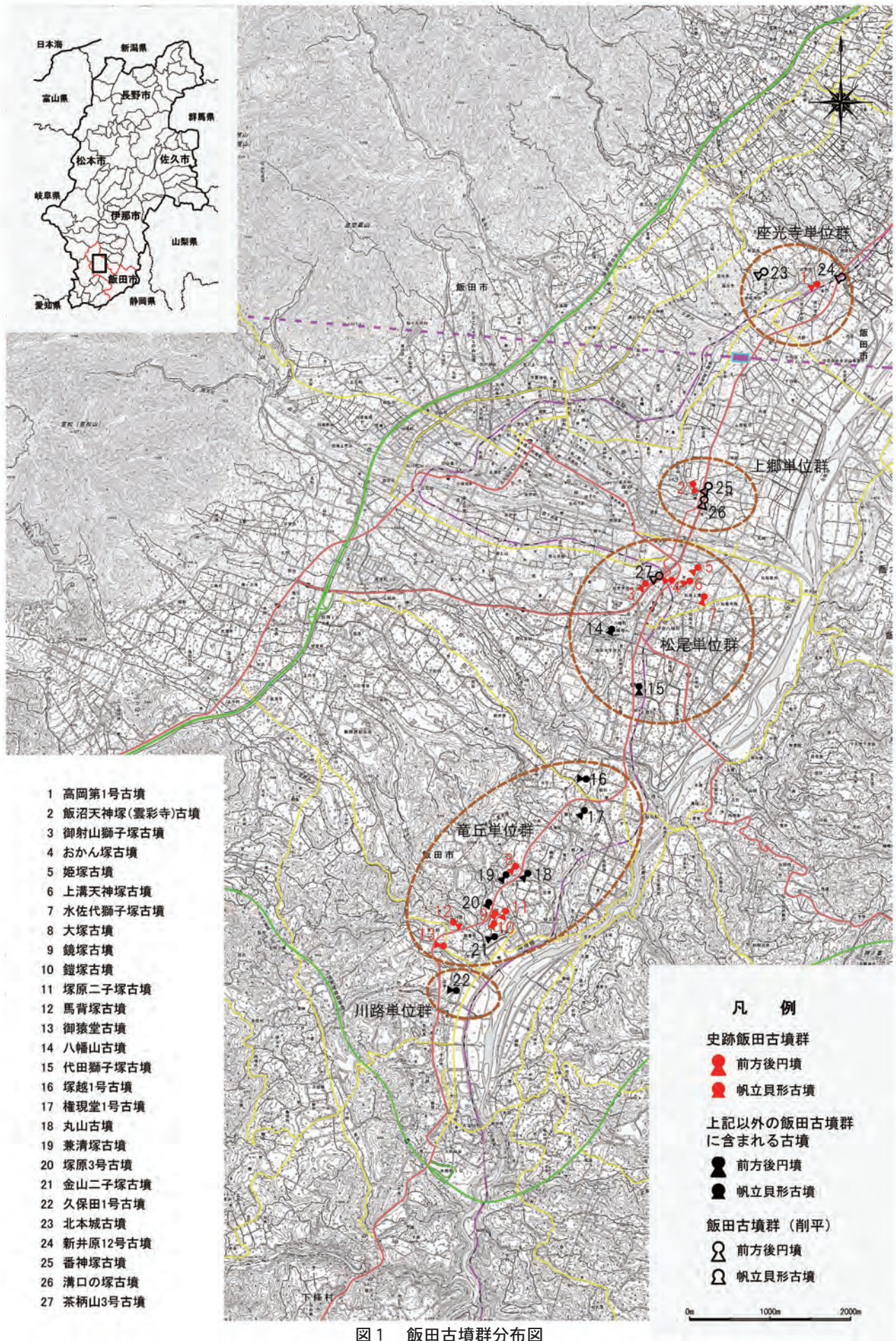


図1 飯田古墳群分布図

2. 組織

【史跡飯田古墳群専門委員会】（五十音順、敬称略）

氏 名	専 門	所 属
市澤 英利	原始・古代	委員長職務代理 飯田市上郷考古博物館長
小木曾 博人	地域自治組織選出	松尾地区まちづくり委員会選出委員
尾畑 明	地域自治組織選出	歴史に学び地域をたずねる会選出委員（座光寺）
木下 秀司	地域自治組織選出	歴史に学び地域をたずねる会選出委員（座光寺）
小林 正春	原始・古代	委員長 長野県考古学会長
佐々木 邦博	造園学	国立大学法人 信州大学農学部教授
下平 隆司	地域自治組織選出	竜丘古墳の会選出委員
中島 正韶	地域自治組織選出	上郷史学会選出委員
秦野 善彦	地域自治組織選出	松尾史学会選出委員
土生田 純之	古代史・古墳	専修大学文学部教授
林 正憲	古代史・古墳	(独法) 国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部主任研究員
林 正己	地域自治組織選出	竜丘古墳の会選出委員
古川 學	地域自治組織選出	飯沼天神塚（雲彩寺）古墳保存会選出委員（H29.5～）
松尾 勝永	地域自治組織選出	飯沼天神塚（雲彩寺）古墳保存会選出委員（～H29.5）

【指導・助言】

氏 名	所 属
浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官
上田 典男	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 主任指導主事
柳澤 亮	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事（～H31.3）
石丸 敦史	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 主任文化財専門員（H31.4～）

【事務局】

氏 名	所 属
代田 昭久	飯田市教育委員会教育長
三浦 伸一	教育次長（～H31.3）
今村 和男	教育次長（H31.4～）
馬場 保之	生涯学習・スポーツ課 文化財担当課長
関島 隆夫	” 課長補佐兼用地担当技幹
伊藤 尚志	” 文化財活用係長
坂井 勇雄	” 文化財活用担当専門主査
渋谷恵美子	” 文化財活用係
下平 博行	” 文化財保護係長（課長補佐 H31.4～）
春日 宇光	” 文化財保護係（H30.4～）
櫻井 正富	” 用地担当専門主査（～H31.3）

3. 審議の経過

回数	開催日	検討・協議事項
第1回	平成29（2017）年5月12日	委員委嘱、委員長選出、史跡指定経過説明 策定スケジュール・章立ての検討
第2回	平成29（2017）年10月6日	委員委嘱（地区選出母体の役員改選による） 章立ての確認、策定事業の目的、史跡の周辺環境
第3回	平成30（2018）年3月9・10日	史跡の周辺環境、調査研究史・古墳の概要 史跡指定古墳の現地視察
第4回	平成30（2018）年7月27日	史跡飯田古墳群の価値（本質的価値等）
第5回	平成30（2018）年11月30日	史跡飯田古墳群の構成要素、現状と課題 保存活用にあたっての基本的な考え方
第6回	平成31（2019）年3月8日	現状と課題、基本理念 保存管理（基本方針・方法）
第7回	令和元（2019）年6月8日	現状と課題、基本理念、保存管理（方向性・方法・取扱基準・公有地化・追加指定）
第8回	令和元（2019）年7月28日	現状と課題、大綱、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備（方向性・方法）
第9回	令和元（2019）年10月13日	実施計画・経過観察 計画書（原案）全体の内容確認
第10回	令和2（2020）年2月7日	計画書（原案）について最終確認



写真1 史跡飯田古墳群専門委員会・現地視察

4. 地域との連携・協働・協議の経過

史跡飯田古墳群は広範囲に分布することから、保存活用計画をより実効性のあるものとするためにも、地域住民との合意形成、古墳の保護活動に関わる諸団体との連携は不可欠である。特に、史跡が所在する座光寺・上郷・松尾・竜丘4地区の古墳の保護団体とは、平成26（2014）年度から意見交換の場として「飯田古墳群を語る会」を共同開催してきた。

さらに、保存活用計画の策定にあたっては、各地区への説明や市民等からも広く意見を得るため、前述の専門委員会での審議とは別に、パブリックコメントや地域説明会等を行った。



写真2 飯田古墳群を語る会

4節 飯田市の構想・計画との関係

史跡飯田古墳群は市の重要な歴史的資産であり、特色あるまちづくりや人材育成に寄与するツールといえる。本史跡の保存活用に係る諸事業は、以下に示す構想及び諸計画の中に位置付けられている。

（１）いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）

「いいだ未来デザイン2028」は、市が「飯田の未来づくり」の「指針」となるものとして策定したもので、平成29（2017）年度から令和10（2028）年度までの12年間を計画期間とする。

計画は、市民が共有する地域の未来ビジョンとして、『リニアがもたらす大交流時代に「くらし豊かなまち」をデザインする～合言葉はムトス※誰もが主役 飯田未来舞台～』を掲げる。ビジョン実現のため、前期4年間（2017～2020年度）で重点的に取組む12の基本目標の一つである「自然と歴史を守りいかし伝え、新たな文化をつくりだす」の中に、小戦略②国指定の史跡名勝の保存・整備活用として、史跡飯田古墳群の保存活用を位置付けている。

※ ムトスとは、広辞苑の最末尾の言葉「んとす」を引用したもので、「～しようとする」という意味。

行動への意志や意欲を表す言葉として、昭和57（1982）年「10万都市構想」において飯田市が理想とする都市像の実現に向けた行動理念。

（２）第2次飯田市教育振興基本計画

本計画は、「いいだ未来デザイン2028」の分野別計画として飯田市教育委員会が策定したもので、平成29（2017）年度から令和10（2028）年度までの12年間を計画期間とする。

計画は、教育ビジョンに『地育力による 未来をひらく 心豊かな人づくり』を掲げ、飯田らしい教育・学習環境づくりを目指している。

その基本方針の一つに、『「伊那谷の自然と文化」を学びと地域づくりに生かし継承する』がある。「伊那谷の自然と文化」は市民のふるさと意識の源、飯田の個性と魅力の基であり、市民研究団体や地域組織等と協働して、ふるさと学習の教材や地域を輝かせる資源として活用し、後世に継承するというもの

である。地域の歴史文化資産の価値を顕在化し保存継承するものとして、史跡飯田古墳群の保存活用計画は位置付けられる。

（３）史跡恒川官衙遺跡保存活用計画

本計画は、平成26（2014）年3月18日に史跡指定された恒川官衙遺跡に係るもので、史跡の保存管理の取扱方針等を定めたものである。平成28（2016）年4月1日より発効し、今後の調査の進展や史跡の整備等を考慮し、おおむね10年毎に見直しを行う。

活用の面において、「ふるさとを知り愛着を育む学びの場」、「地域の歴史文化を守り育む場」、「交流と文化発信の場」として、伊那谷の歴史文化を体感できるようにすることを目指すものである。その推進にあたっては、史跡飯田古墳群の一つである高岡第1号古墳等、史跡恒川官衙遺跡と歴史的に関連性の深い文化財と一体的に活用し、多様な主体との連携、積極的な情報発信を図っている。

（４）史跡恒川官衙遺跡整備基本計画

本計画は、『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』に基づくもので、主としてハード面における整備の基本的な計画を示したものである。平成30（2018）年4月1日に発効した。

計画では、高岡第1号古墳の周溝にあたる一画を「古墳ひろばエリア」とし、史跡恒川官衙遺跡及び周辺の歴史文化資産を巡る拠点の一つとして位置付けている。なお、当該エリアは史跡飯田古墳群の指定地であることから、整備等は史跡飯田古墳群の保存活用事業と調整を図りながら進める。



写真3 史跡恒川官衙遺跡保存活用計画・整備基本計画